

アフリカ豚コレラに関する特定家畜伝染病防疫指針の 全部変更の主な変更点について（案）

全体

- 名称について、アフリカ豚コレラからアフリカ豚熱に変更
- 飼養豚で発生した場合の対応と野生いのししで陽性が確認された場合の対応を明確に区分し、章及び節立ての構成に変更（別添2）

前文

- 実質的な内容の変更なし。

第1章 基本方針

第1 基本方針

- 実質的な内容の変更なし。

第2章 発生予防対策

第1節 発生の予防及び発生時に備えた事前の準備

- 実質的な内容の変更なし。

第2節 浸潤状況調査

第3 浸潤状況を確認するための調査

- 都道府県は、原則として年1回、当該都道府県内の農場について立入検査を行い、臨床検査により異常豚を摘発し、病性鑑定を実施することを追記。
- 都道府県は、ウイルスの浸潤状況を的確に監視・把握するため、積極的に野生いのししから検体を収集し、CSF及びASFの感染の有無の調査を強化・徹底する旨追記。

第3章 まん延防止対策

第1節 豚等における防疫対応

第4 異常豚等の発見及び検査等の実施

- 都道府県は、異常豚の通報があり、動物衛生研究部門に検体を送付する場合であっても、家畜保健衛生所においてASFの検査を実施する旨を明記。

- 都道府県は、上記の場合は、当該農場を中心とした半径 3kmの区域の農場に対し、生きた豚等の移動の自粛等の必要な制限を行うことを追記。

第 5～第 11

- 実質的な内容の変更なし。

第 12 ウイルスの浸潤状況の確認

- 都道府県は、患畜又は疑似患畜等が確認された場合、速やかに、飼養衛生管理基準の遵守状況調査の結果等により、制限区域内を中心に、豚等を飼養する農場の飼養衛生管理の状況を確認する旨を明記。
- 都道府県は、確認の結果、飼養衛生管理に不備があり、直ちに改善しなければ ASF がまん延する可能性が高いと考えられる場合は、当該農場の所有者に対して、改善すべき旨の勧告を行うよう明記。さらに、勧告を受けた農場が、その勧告に従わない場合には、改善すべき事項を記載した文書を提示し、期限を決めて、その勧告に係る措置を取るべく旨を命ずることを明記。
- 都道府県は、患畜又は疑似患畜が確認された場合、発生農場の周囲の地域において、野生いのししの感染確認検査を実施する旨を明記。

第 13 予防的殺処分

- 予防的殺処分は、アフリカ豚熱に感染していない健康な豚等を対象とするものであることから、真に他の手段がない場合や同処分がまん延防止のため最も効果的であることが明らかな場合の措置として実施する旨を明記。
- 予防的殺処分を行う指定地域の設定については、原則として、発生農場又は陽性となった野生いのししを中心とした半径 500m から 3km以内の区域の中で指定地域を設定し、農林水産省ウェブサイトへの掲載により公示する旨を明記。
- 農林水産省は、必要に応じて、指定地域の範囲を拡大することができる旨を明記。

- 農林水産省は、指定地域内の予防的殺処分が終了した場合、又は他の対策を講じる方が効果が高いと判断される場合は、小委の委員等の専門家の意見を踏まえ、同指定地域の全部又は一部を解除する旨を明記。
- 農林水産省は、予防的殺処分の実施を決定した場合は、直ちに実施期間、実施地域、対象家畜等を定めた緊急防疫指針を策定し、公表する旨を明記。

第14 ワクチン

- 実質的な内容の変更はなし。

第15 家畜の再導入

- 都道府県は、発生農場に加え、予防的殺処分を実施した農場に対しても、動物衛生課と協議の上、発生農場と同様の対応を行う旨を明記。

第16 発生の原因究明

- 実質的な内容の変更はなし。

第2節 野生いのししにおける防疫対応

第17 感染の疑いが生じた場合の対応等

- 都道府県は、野生いのししの検査において感染の疑いが生じた場合には、直ちに個体の確保地点の消毒を徹底するとともに、原則として、半径10 km内の区域の農場の戸数及び飼養頭数、豚等のと殺に必要な人員及び資材の確認、各農場における埋却地等の確保状況、消毒ポイントの設置場所の確認・選定等の措置を講じる旨明記。
- 都道府県は、必要な検体を動物衛生研究部門へ送付し、動物衛生研究部門は、都道府県から検体の送付があった場合には、抗原検査を行うとともに、必要に応じて、遺伝子解析・血清抗体検査を行う旨を明記。

第18 病性の判定

- 農林水産省は、都道府県で行うPCR検査の結果及び動物衛生研究部門で行う遺伝子検査の結果を踏まえて病性を判定する旨を明記。

第19 病性判定時の措置

- 農林水産省は、野生いのししがアフリカ豚熱陽性である旨の判定後、速やかに、農林水産大臣を本部長とする農林水産省の防疫対策本部を開催し、初動防疫等を定めた防疫方針を決定する旨を明記。
- 野生いのししがアフリカ豚熱陽性であると判定したときは、農林水産省及び都道府県は、その内容や今後の防疫措置について報道機関に公表する旨を明記。ただし、特段の必要があるときは、病性の判定前に公表する旨を明記。

第20 通行の制限又は遮断

- 都道府県又は市町村は、野生いのししにおけるアフリカ豚熱の病性の判定後、確保地点の周辺環境等を考慮し、必要に応じて、速やかに、確保地点周辺への不要・不急の立入りの制限や近隣の農場周辺の通行の制限又は遮断を行う旨を明記。

第21 移動制限区域の設定

- 都道府県は、野生いのししがアフリカ豚熱に感染している旨の連絡を受けた場合には、速やかに、原則として、確保地点を中心とした半径10km以内の区域を移動制限区域として設定する旨を明記。
- 移動制限区域の設定方法、移動制限区域内の農場への指導、移動制限区域の変更、解除、移動制限の対象等については、農場で発生した場合に準じる。

第22 家畜集合施設の開催等の制限

- 都道府県は、移動制限区域内におけると畜場におけると畜、家畜市場等の豚等を集合させる催物、放牧の実施について停止する旨を明記。

第23 消毒ポイントの設置

- 都道府県は、野生いのししで感染が確認された場合は、速やかに、市町村、管轄の警察、道路管理者等の協力を得て、消毒ポイントを設置する旨を明記。

第24 ウイルスの浸潤状況の確認等

- 都道府県は、野生いのししにおける陽性個体の確保地点等を中心とした半径10 km以内の区域において、死亡した野生いのしし及び捕獲された野生いのししについて、原則として、PCR検査を実施する旨を明記。

- 特に、確保地点を中心とした半径3 km以内の区域については、死亡した野生いのししを積極的に搜索し、PCR検査を実施すること、また、当該区域に外接する地域については、野生いのししの捕獲を進め、感受性動物の個体数の削減を併せて進める旨を明記。

- 都道府県は、移動制限区域内の農場に対し立入検査を行い、死亡豚の増加等の異状の有無を確認し、必要に応じ、病性鑑定を実施する旨を明記。

- 都道府県は、発見した死亡いのしし及び捕獲した野生いのししについては、確保地点の消毒を徹底するとともに、ウイルスの拡散を防止するため、速やかな焼埋却等により適切に処理するよう、猟友会等の関係者に対し、指導を徹底する旨を明記。

- 都道府県は、野生いのししがアフリカ豚熱陽性と判定された場合は、速やかに、立入検査や直近の飼養衛生管理基準の遵守状況調査の結果等により、移動制限区域内を中心に豚等を飼養する農場の飼養衛生管理の状況を確認する旨を明記。

第4章 その他

第25 その他

- 実質的な内容の変更はなし。

(以上)

「アフリカ豚熱に関する特定家畜伝染病防疫指針」の全部変更の骨子（案）

※ 赤字が変更箇所

前文

第1章 基本方針

第1 基本方針

第2章 発生予防対策

第1節 発生の予防及び発生時に備えた事前の準備

第2-1 平時からの取組

- 1 農林水産省の取組
- 2 都道府県の取組
- 3 市町村及び関係団体の取組

第2-2 発生に備えた体制の構築・強化

- 1 農林水産省の取組
- 2 都道府県の取組
- 3 市町村及び関係団体の取組

第2節 浸潤状況調査

第3 浸潤状況を確認するための調査

- 1 臨床検査による異常豚の摘発及び病性鑑定
- 2 病性鑑定材料を用いた調査
- 3 野生いのししの調査
- 4 調査結果の報告
- 5 1から3までの調査等を行う調査員の遵守事項

第3章 まん延防止対策

第1節 豚等における防疫対応

- 第4 異常豚の発見及び検査の実施
- 第5 病性等の判定
- 第6 病性等判定時の措置
- 第7 発生農場等における防疫措置
- 第8 通行の制限又は遮断
- 第9 移動制限区域及び搬出制限区域の設定
- 第10 家畜集合施設の開催等の制限
- 第11 消毒ポイントの設置
- 第12 ウイルスの浸潤状況の確認等
- 第13 予防的殺処分
- 第14 ワクチン
- 第15 家畜の再導入
- 第16 発生の原因究明

第2節 野生いのししにおける防疫対応

- 第17 感染の疑いが生じた場合の対応等
- 第18 病性の判定
- 第19 病性判定時の措置
- 第20 通行の制限又は遮断
- 第21 移動制限区域の設定
- 第22 家畜集合施設の開催等の制限
- 第23 消毒ポイントの設置
- 第24 ウイルスの浸潤状況の確認等

第4章 その他

- 第25 その他